

中期目標(改正案)	中期目標(現行)	中期計画(改正案)	中期計画(現行)
<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>平成17年10月1日 平成18年3月31日改正 平成20年9月29日改正 <u>平成22年〇月〇〇日改正</u></p> <p>厚生労働大臣 尾辻 秀久</p> <p>前文 国においては、これまで、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、年金福祉施設等を設置してきたが、厳しい年金財政の状況及び社会経済状況の変化等を踏まえ、その整理合理化を進める必要がある。 このため、5年間に限って年金福祉施設等の譲渡等の業務を行う非公務員型の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）を設置することとしたものである。 機構は、こうした設立の趣旨を踏まえ、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、多様な譲渡方法を通じ、中期目標期間の最終の事業年度までに全ての<u>譲渡対象施設</u>の譲渡又は廃止を終了させるべく、的確な業務の執行に努めること。</p> <p>第1 中期目標の期間 機構の本中期目標の期間は、平成17年10月1日から<u>平成24年9月30日</u>までの<u>7年間</u>とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図ること。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成・人員配置については、民間の知見を最大限活用できる体制を採りつつ、自ら業績評価を行って見直しを図り、常に実情に即した効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>平成17年10月1日 平成18年3月31日改正 平成20年9月29日改正</p> <p>厚生労働大臣 尾辻 秀久</p> <p>前文 国においては、これまで、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、年金福祉施設等を設置してきたが、厳しい年金財政の状況及び社会経済状況の変化等を踏まえ、その整理合理化を進める必要がある。 このため、5年間に限って年金福祉施設等の譲渡等の業務を行う非公務員型の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）を設置することとしたものである。 機構は、こうした設立の趣旨を踏まえ、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、多様な譲渡方法を通じ、中期目標期間の最終の事業年度までに全ての<u>出資対象施設</u>の譲渡又は廃止を終了させるべく、的確な業務の執行に努めること。</p> <p>第1 中期目標の期間 機構の本中期目標の期間は、平成17年10月1日から<u>平成22年9月30日</u>までの<u>5年間</u>とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図ること。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成・人員配置については、民間の知見を最大限活用できる体制を採りつつ、自ら業績評価を行って見直しを図り、常に実情に即した効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき平成17年10月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり当該中期目標を達成するための計画を定める。</p> <p>平成17年10月1日 平成18年3月31日改正 平成20年9月30日改正 <u>平成22年〇月〇〇日改正</u></p> <p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構 理事長 水島 藤一郎</p> <p>前文 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、設立の趣旨を踏まえ、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、多様な譲渡方法を通じ、中期目標期間の最終の事業年度までに全ての<u>譲渡対象施設</u>の譲渡又は廃止を終了させるべく、的確な業務の執行に努める。</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図る。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定されるため、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常に、業務の外部委託も含め、必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき平成17年10月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり当該中期目標を達成するための計画を定める。</p> <p>平成17年10月1日 平成18年3月31日改正 平成20年9月30日改正</p> <p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構 理事長 水島 藤一郎</p> <p>前文 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、設立の趣旨を踏まえ、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、多様な譲渡方法を通じ、中期目標期間の最終の事業年度までに全ての<u>出資対象施設</u>の譲渡又は廃止を終了させるべく、的確な業務の執行に努める。</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図る。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定されるため、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常に、業務の外部委託も含め、必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p>

中期目標(改正案)	中期目標(現行)	中期計画(改正案)	中期計画(現行)
<p>また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とすること。</p> <p>2 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底を図ること。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 機構の業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、機構の運営経費をできる限り節減すること。</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減すること。</p> <p>(2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とすること。</p> <p>2 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底を図ること。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 機構の業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、機構の運営経費をできる限り節減すること。</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減すること。</p> <p>(2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。</p> <p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p> <p>2 業務管理の充実 (1) 業務の計画的な推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>(2) 業務遂行において生じる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減する。</p> <p>(2) 業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p> <p>(3) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。</p> <p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p> <p>2 業務管理の充実 (1) 業務の計画的な推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>(2) 業務遂行において生じる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減する。</p> <p>(2) 業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p> <p>(3) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>

中期目標(改正案)	中期目標(現行)	中期計画(改正案)	中期計画(現行)
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させること。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。 社会保険病院及び厚生年金病院(これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。)の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応すること。</p> <p>(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定めること。 また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。</p> <p>(2) 契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させること。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。 社会保険病院及び厚生年金病院(これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。)の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応すること。</p> <p>(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定めること。 また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。</p> <p>(2) 契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させる。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。 社会保険病院及び厚生年金病院(これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。)の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応すること。</p> <p>(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期</p> <p>① 各施設の状況について把握するとともに、年度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。 ② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、年度計画において定める。 ③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。</p> <p>(2) 契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させる。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。 社会保険病院及び厚生年金病院(これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。)の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応すること。</p> <p>(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期</p> <p>① 各施設の状況について把握するとともに、年度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。 ② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、年度計画において定める。 ③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。</p> <p>(2) 契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。</p>

中期目標(改正案)	中期目標(現行)	中期計画(改正案)	中期計画(現行)
<p>(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。</p> <p>① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム）</p> <p>② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム）</p> <p>③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームの譲渡又は廃止に当たっては、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設の買受者に対する雇用の依頼等、委託先公益法人等の従業員の雇用に必要な配慮を行うこと。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うこと。</p>	<p>(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。</p> <p>① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム）</p> <p>② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム）</p> <p>③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームの譲渡又は廃止に当たっては、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設の買受者に対する雇用の依頼等、委託先公益法人等の従業員の雇用に必要な配慮を行うこと。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うこと。</p>	<p>(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。</p> <p>① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム）</p> <p>② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム）</p> <p>③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。</p>	<p>(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。</p> <p>① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム）</p> <p>② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム）</p> <p>③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。</p> <p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。</p>

中期目標(改正案)	中期目標(現行)	中期計画(改正案)	中期計画(現行)
<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>(1) 運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮すること。</p> <p>(2) 施設の管理</p> <p>① 施設の管理については、適切な維持管理に努めること。</p> <p>② 施設整備については、緊急災害時の復旧等に必要なものについて、費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じること。</p> <p>③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託先公益法人等の負担において行わせること。</p> <p>(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止すること。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。</p> <p><u>(4) 社会保険病院等</u> <u>社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努めること。</u></p> <p>3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行うこと。</p> <p>4 情報の提供</p> <p>(1) 機構の運営状況に関する情報提供 機構の事業実績、財務状況等の運営状況に関する情報を積極的に提供すること。</p>	<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>(1) 運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮すること。</p> <p>(2) 施設の管理</p> <p>① 施設の管理については、適切な維持管理に努めること。</p> <p>② 施設整備については、緊急災害時の復旧等に必要なものについて、費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じること。</p> <p>③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託先公益法人等の負担において行わせること。</p> <p>(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止すること。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。</p> <p>3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行うこと。</p> <p>4 情報の提供</p> <p>(1) 機構の運営状況に関する情報提供 機構の事業実績、財務状況等の運営状況に関する情報を積極的に提供すること。</p>	<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>(1) 運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。</p> <p>(2) 施設の管理</p> <p>① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。</p> <p>② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。</p> <p>③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。</p> <p>(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p> <p><u>(4) 社会保険病院等</u> <u>社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努める。</u></p> <p>3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。</p> <p>4 情報の提供</p> <p>(1) 機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第22条の規定により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報をホームページ等に掲載する。</p> <p>① 組織に関する情報</p> <p>② 事業報告書等の業務に関する情報</p> <p>③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報</p> <p>④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報</p>	<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>(1) 運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。</p> <p>(2) 施設の管理</p> <p>① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。</p> <p>② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。</p> <p>③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。</p> <p>(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p> <p>3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。</p> <p>4 情報の提供</p> <p>(1) 機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第22条の規定により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報をホームページ等に掲載する。</p> <p>① 組織に関する情報</p> <p>② 事業報告書等の業務に関する情報</p> <p>③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報</p> <p>④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報</p>

中期目標(改正案)	中期目標(現行)	中期計画(改正案)	中期計画(現行)
<p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供円滑かつ効率的な年金福祉施設等の譲渡に資するため、譲渡する施設に関する情報、入札手続に関する情報及び入札結果に係る情報を積極的に提供すること。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供施設に係る収支状況、利用状況等に関する情報を積極的に提供すること。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 本目標第2で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供円滑かつ効率的な年金福祉施設等の譲渡に資するため、譲渡する施設に関する情報、入札手続に関する情報及び入札結果に係る情報を積極的に提供すること。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供施設に係る収支状況、利用状況等に関する情報を積極的に提供すること。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 本目標第2で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。 ④ <u>施設の譲渡手法に係る外部からの照会等に対して積極的に情報提供を行う。</u> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p> <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり <p>第4 短期借入金の限度額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 限度額 2,944百万円 2 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応 <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。</p> <p>第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p>	<p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。 <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p> <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり <p>第4 短期借入金の限度額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 限度額 2,944百万円 2 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応 <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。</p> <p>第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p>

中期目標(改正案)	中期目標(現行)	中期計画(改正案)	中期計画(現行)
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。</p> <p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ること。</p> <p>2 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算結了後、速やかに納付すること。</p> <p>3 外部の有識者からなる機関に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定めること。</p> <p>4 機構の保有する個人情報の保護に関する事項 機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努めること。</p> <p>5 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁において、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ることとしており、その結論を踏まえ、対応すること。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。</p> <p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ること。</p> <p>2 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算結了後、速やかに納付すること。</p> <p>3 外部の有識者からなる機関に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定めること。</p> <p>4 機構の保有する個人情報の保護に関する事項 機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努めること。</p> <p>5 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁において、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ることとしており、その結論を踏まえ、対応すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図る。 (期末の常勤職員数は期初を上回らない)</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p> <p>3 その他中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) 国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算結了後できるだけ速やかに納付する。</p> <p>(2) 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。</p> <p>(3) 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。</p> <p>(4) 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>(2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図る。 (期末の常勤職員数は期初を上回らない)</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p> <p>3 その他中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) 国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算結了後できるだけ速やかに納付する。</p> <p>(2) 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。</p> <p>(3) 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。</p> <p>(4) 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。</p>

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構中期計画予算の新旧対照表

改正案					現行				
別紙1					別紙1				
予 算					予 算				
中期計画(平成17年度～平成24年度)の予算					中期計画(平成17年度～平成22年度)の予算				
(単位:百万円)					(単位:百万円)				
区 分	厚生年金勘定	国民年金勘定	健康保険勘定	計	区 分	厚生年金勘定	国民年金勘定	健康保険勘定	計
収入					収入				
不動産等売却収入	164,448	33,950	31,837	230,235	不動産等売却収入	195,926	30,179	32,809	258,915
運用収入	24	4	4	32	運用収入	24	4	4	32
雑収入	0	0	0	0	雑収入	0	0	0	0
預り金収入	0	0	0	0	預り金収入	0	0	0	0
借入金収入	2,074	469	400	2,944	借入金収入	2,074	469	400	2,944
計	166,547	34,423	32,241	233,211	計	198,025	30,652	33,214	261,891
支出					支出				
業務経費	10,553	1,487	12,289	24,329	業務経費	14,399	4,631	6,104	25,134
人件費	1,095	163	676	1,934	人件費	1,144	199	304	1,647
不動産等売却事業費	2,652	756	2,083	5,491	不動産等売却事業費	2,789	644	1,951	5,384
不動産等管理事業費	5,955	380	8,983	15,318	不動産等管理事業費	9,921	3,691	3,459	17,071
その他業務経費	851	187	547	1,585	その他業務経費	546	98	390	1,033
一般管理費	648	107	311	1,066	一般管理費	651	117	118	886
人件費	449	72	214	736	人件費	428	75	77	581
その他一般管理費	199	35	97	331	その他一般管理費	223	41	41	305
借入金償還金	2,074	469	400	2,944	借入金償還金	2,074	469	400	2,944
借入金利息	0	0	0	0	借入金利息	2	0	0	3
預り金支出	0	0	0	0	預り金支出	0	0	0	0
国庫納付金	153,272	32,359	19,241	204,872	国庫納付金	162,128	22,543	23,354	208,024
解散後国庫納付予定額	0	0	0	0	解散後国庫納付予定額	18,771	2,892	3,238	24,900
計	166,547	34,423	32,241	233,211	計	198,025	30,652	33,214	261,891

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構中期計画収支計画の新旧対照表

改正案					現行				
別紙2					別紙2				
収支計画					収支計画				
中期計画(平成17年度～平成24年度)の収支計画 (単位:百万円)					中期計画(平成17年度～平成22年度)の収支計画 (単位:百万円)				
区 分	厚生年金勘定	国民年金勘定	健康保険勘定	計	区 分	厚生年金勘定	国民年金勘定	健康保険勘定	計
費用の部					費用の部				
経常費用	175,649	35,543	44,437	255,630	経常費用	210,978	34,928	39,032	284,938
業務費	175,001	35,436	44,126	254,564	業務費	210,326	34,811	38,913	284,050
人件費	1,095	163	676	1,934	人件費	1,144	199	304	1,647
不動産等売却原価	164,448	33,950	31,837	230,235	不動産等売却原価	195,926	30,179	32,809	258,915
不動産等売却事業費	2,652	756	2,083	5,491	不動産等売却事業費	2,789	644	1,951	5,384
不動産等管理事業費	5,955	380	8,983	15,318	不動産等管理事業費	9,921	3,691	3,459	17,071
その他業務経費	851	187	547	1,585	その他業務経費	546	98	390	1,033
一般管理費	648	107	311	1,066	一般管理費	651	117	118	886
人件費	449	72	214	736	人件費	428	75	77	581
その他一般管理費	199	35	97	331	その他一般管理費	223	41	41	305
財務費用	0	0	0	0	財務費用	2	0	0	3
臨時損失	-	-	-	-	臨時損失	-	-	-	-
収益の部					収益の部				
経常収益	164,473	33,953	31,841	230,267	経常収益	195,951	30,183	32,813	258,947
不動産等売却高	164,448	33,950	31,837	230,235	不動産等売却高	195,926	30,179	32,809	258,915
財務収益	24	4	4	32	財務収益	24	4	4	32
雑収入	0	0	0	0	雑収入	0	0	0	0
臨時利益	-	-	-	-	臨時利益	-	-	-	-
純利益(△純損失)	△ 11,176	△ 1,590	△ 12,596	△ 25,363	純利益(△純損失)	△ 15,028	△ 4,745	△ 6,218	△ 25,991
目的積立金取崩額	-	-	-	-	目的積立金取崩額	-	-	-	-
総利益(△総損失)	△ 11,176	△ 1,590	△ 12,596	△ 25,363	総利益(△総損失)	△ 15,028	△ 4,745	△ 6,218	△ 25,991

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構中期計画資金計画の新旧対照表

改正案					現行				
別紙3					別紙3				
資金計画					資金計画				
中期計画(平成17年度～平成24年度)の資金計画 (単位:百万円)					中期計画(平成17年度～平成22年度)の資金計画 (単位:百万円)				
区 分	厚生年金勘定	国民年金勘定	健康保険勘定	計	区 分	厚生年金勘定	国民年金勘定	健康保険勘定	計
資金支出	166,547	34,423	32,241	233,211	資金支出	198,025	30,652	33,214	261,891
業務活動による支出	11,201	1,594	12,600	25,395	業務活動による支出	15,052	4,749	6,223	27,028
不動産等売却事業費	2,652	756	2,083	5,491	不動産等売却事業費	2,789	644	1,951	5,384
不動産等管理事業費	5,955	380	8,983	15,318	不動産等管理事業費	9,921	3,691	3,459	17,071
その他業務経費	851	187	547	1,585	その他業務経費	546	98	390	1,033
一般管理費(人件費除く)	199	35	97	331	一般管理費(人件費除く)	223	41	41	305
人件費	1,545	235	890	2,670	人件費	1,572	274	382	2,227
借入金利息	0	0	0	0	借入金利息	2	0	0	3
預り金支出	-	-	-	-	預り金支出	-	-	-	-
投資活動による支出	-	-	-	-	投資活動による支出	-	-	-	-
財務活動による支出	2,074	469	400	2,944	財務活動による支出	2,074	469	400	2,944
借入金償還	2,074	469	400	2,944	借入金償還	2,074	469	400	2,944
国庫納付金	153,272	32,359	19,241	204,872	国庫納付金	162,128	22,543	23,354	208,024
解散後国庫納付予定額	0	0	0	0	解散後国庫納付予定額	18,771	2,892	3,238	24,900
資金収入	166,547	34,423	32,241	233,211	資金収入	198,025	30,652	33,214	261,891
業務活動による収入	164,473	33,953	31,841	230,267	業務活動による収入	195,951	30,183	32,813	258,947
不動産等売却収入	164,448	33,950	31,837	230,235	不動産等売却収入	195,926	30,179	32,809	258,915
運用収入	24	4	4	32	運用収入	24	4	4	32
雑収入	0	0	0	0	雑収入	0	0	0	0
預り金収入	-	-	-	-	預り金収入	-	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-	-	投資活動による収入	-	-	-	-
財務活動による収入	2,074	469	400	2,944	財務活動による収入	2,074	469	400	2,944
短期借入金	2,074	469	400	2,944	短期借入金	2,074	469	400	2,944